平成２３年（フ）第２１５号
秋田市新藤田字高梨台８番地６
債務者　菅　　節子
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１６号
秋田市旭南１丁目17番６号
債務者　佐藤　　愛
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１９号
秋田県潟上市天王字一向43番地42
債務者　藤井万里子（旧姓千葉）
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２６号
秋田市御所野元町１丁目１番２―302号
債務者　泉　アサ子
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２９号
秋田市飯島長野本町３番20号
債務者　伊藤　人美
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３７号
秋田県潟上市天王字追分101番地122　アットホームＫ104
債務者　宮田真理子
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０号
秋田県能代市河戸川字新屋布89番地
債務者　大塚　直樹
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第５０号
秋田県大館市片山町３丁目５番４―２号コーポウエストＫ、借入時住所秋田県大館市片山字浮島24番地７
債務者　長内　　浩
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第４６号
群馬県桐生市境野町５丁目347番地
債務者　大澤　政子
１　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第６４６号
千葉県習志野市新栄１丁目２番35号伊藤ハイツ101号
債務者　西塚　孝利
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６９４号
千葉県船橋市高野台２丁目７番12号　メゾン高野台202号
債務者　宇都路実雄
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２２号
千葉県館山市館山95番地の９
債務者　髙梨喜代子
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第３７号
山梨県上野原市上野原1408―２、住民票上の住所山梨県上野原市鶴川1026番地５
債務者　降矢　照久
１　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
長野県岡谷市川岸上４丁目13番９号
債務者　横内香代子
１　決定年月日時　平成23年６月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１２１２号
名古屋市天白区中平５丁目1509番地
債務者　安藤　信弥
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４７６号
愛知県東海市名和町池西39番地２
債務者　石川建業こと　石川　大輔
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４号
愛知県岡崎市上地町字下屋敷63番地４
債務者　杉田　好美（旧姓太田）
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町10丁目1838番地145
債務者　谷口　正悟
１　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大津地方裁判所民事部